

## 民間企業との共同研究等の成果の取扱いに関するガイドライン

令和3年10月27日  
国立大学法人福井大学  
産学官連携本部長裁定

本ガイドラインは、国立大学法人福井大学（以下「本学」という。）とパートナーである民間企業との共同研究等により得られた、知的財産の取扱いに関して、本学の基本的な考えを示すものです。

共同研究等から得られた知的財産の取扱いに関しては、本ガイドラインに沿って、共同研究等のパートナー企業（以下「パートナー企業」という。）と協議させていただきます。

### 1. 用語の定義について

このガイドラインにおいて、用いる用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「共同研究等」とは、本学とパートナーである民間企業との共同研究、受託研究（治験、製版後臨床試験含む）をいいます。
- (2) 「発明等」とは、次に掲げるものをいいます。
  - ア 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権及び育成者権の対象となる発明、考案、創作、育成
  - イ 著作物（プログラム、データベース、デジタルコンテンツ及びその他の著作権の対象となるもの）
  - ウ ノウハウ及び限定提供データといった案出

### 2. 権利の帰属について

共同研究等の成果として発明等が得られた場合、特許法の発明者主義の考え方にに基づき、本学職員等の蓄積された知識や当該発明等への貢献度を確認し、権利の帰属と本学の持分を決定させていただきます。

本学では、受託研究で得られた成果については、原則として本学に帰属するもの（本学単独所有のもの）としています。また、共同研究で得られた成果であっても、本学の職員等が単独で発明等をした場合は、パートナー企業の確認を受けて、本学単独所有とすることがあります。

### 3. 本学単独所有の知的財産について

本学は国立大学法人ですので、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）の定めにより、研究の成果を普及し、その活用を促進することが義務づけられています。また、本学は、本学単独所有となった知的財産を国費を投じて権利化します。従って、本学は、本

学単独所有となった知的財産が社会で実用化されるよう積極的に活用（技術移転）を図ります。

一方、国立大学法人は公共的な性格を有することから、本学は、当該知的財産を商業的に実施することはできないため、企業に実施していただくことで実用化を図ることになります。

なお、本学とパートナー企業とが共同研究等を行い得られた成果である知的財産は、それが本学単独所有のものであっても、第一に、パートナー企業に実施していただくことを期待しています。

そのため、パートナー企業には、希望に応じて、当該知的財産の実施について本学と交渉するための権利（以下「優先交渉権」という。）を許諾します。この優先交渉権を行使できる期間（以下「優先交渉期間」という。）は、原則として6か月を上限とします。もし、パートナー企業が6か月以上の優先交渉期間を希望する場合は、出願から登録まで及び登録後の維持管理手続に要する費用（以下「出願等費用」という。）の負担やその他対価をいただきます。

#### 4. 本学とパートナー企業が共有する知的財産について

本学とパートナー企業との共有の知的財産については、社会で実用化していただく前提のもと、国立大学法人たる本学とパートナー企業との立場の違いを考慮して、以下の考え方にに基づき協議させていただきます。

##### 1) パートナー企業への持分の譲渡について

共有の知的財産の本学持分を、パートナー企業からの希望に応じて、パートナー企業に譲渡する場合は、本学に対し譲渡対価をお支払いいただきます。

##### 2) パートナー企業の独占的または非独占的实施権について

① パートナー企業が、共有の知的財産を独占的に実施する権利（以下「独占的实施権」という。）を希望する場合は、独占的实施権の対価をいただきます。

またパートナー企業が独占的实施権を希望しない場合であっても、関連特許や技術の状況又は市場の状況から、パートナー企業以外が実施することが実質的に困難であるような状態や、本学によるパートナー企業以外の企業への実施許諾が実質的に制限されている状態は、パートナー企業が実質的な独占的实施権を有している状態にあるとの認識で協議させていただきます。

なお、パートナー企業が、共有の知的財産を実施することなく、防衛のために保持している（いわゆる「防衛特許」）又は積極的に実用化しようとしていないと認められるような状況に陥った場合、本学との共同研究の成果である共有の知的財産が、社会で実用化されることなく一企業によって死蔵されることとなります。このような状況は、本

学の立場として避けたいため、本学が第三者にライセンス契約ができる措置を設けておくことを条件とさせていただきます。

② パートナー企業が共有の知的財産について独占的实施権を希望しない場合（非独占的实施）であっても、知的財産を商業的に実施することができない本学とパートナー企業との立場の違いや、本学職員等が蓄積してきた知見に対する貢献を考慮して、パートナー企業が共有の知的財産を実施したときは対価の支払いをお願いしています。

③ 共有の知的財産として、共同発明等について出願をする場合は、社会で実用化されることが前提となりますので、出願等費用は知的財産を実施するパートナー企業に、本学負担分を含めて全額ご負担いただくこととしています。ただし、実用化後においては、パートナー企業が本学に支払っていただく対価（①②に記載）から、本学が持分に応じて負担すべきはずだった出願等費用を差し引くことで回収していただけます。

#### 5. 研究成果の活用に係る本学学章等の使用について

パートナー企業が、本学との共同研究等の成果を活用した商品の製造・販売や役務の提供を行うにあたり、本学の学章、大学名称やロゴマーク（以下「学章等」という。）の使用を希望する場合は、「国立大学法人福井大学学章，大学名称及びロゴマークに関する規程」に則り、事前に申請していただき、可否を判定します。可としたときは、使用許諾契約を結び、原則として使用料をいただきます。

以上